

塩谷町告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、塩谷町役場建設水道課において令和7年9月18日から令和7年10月17日まで一般の縦覧に供する。

令和7年9月17日

塩谷町長 見 形 和 久

路線名 佐貫線

道路の区間

路線番号	供用開始の区間	供用開始年月日
323	塩谷町大字佐貫字堀ノ西 877 番 2 地先	令和7年9月18日
	塩谷町大字船生字沢尻 201 番 1 地先	